

## 西条市歯科医師会の先生方へ

1月26日(木)に保健所の立ち入り検査がありました。Ta・・・さんと To・・・・さんという女性の方2名がいらっしゃいました。来たとたんに、私がレントゲンの漏洩検査は無駄ではないかと文句をいいましたが、

[法定規定（医療法施行規則・電離放射線障害防止規則・人事院規則）により、医療放射線機器使用施設の漏洩線量は、年2回の測定をすることが法律で決められています。

漏洩線量の測定は、6ヶ月を超えない期間（第30条の22）とされ、年2回の測定が法律で決められており、その結果に関する記録を5年間保存しなければならない、とあります。]

とあり虚しい抵抗で一蹴されました。

しかし、だんだん和やかになり、いろいろと指摘はされましたが、いいように言ってくださり、結局のところ水質検査をしてくださいの1点で改善勧告が送られるようです。前回はそうでした。

注意事項としては、突っ込まれるようなものは置いておかないこと。例えば冷蔵庫の中の茶褐色びん。こんなものを入れている先生はいないと思いますが・・・

とにかくこちらの立場に立ってくださるので、関係書類をそろえておけば、問題ないと思われそうです。

ちなみに、医療廃棄物の許可証は問題ありませんでした。6ヶ月以上開いていた漏洩検査書類もスルーでした。(日付けまでは見てない?)

また、レントゲンのスイッチを押すのが歯科医師でなかったということを保健所に言うてくるモンスタークレイマー(してはいけないことなので、クレイマーという表現はあたりませんが)(通報者)がいることに、保健所の方も閉口しているようで、「気をつけてください。」と言われました。

とにかくきつい方々ではないので資料さえそろえておけば、心配ないと思います。